江戸川区青年の雇用の安定と創出を図るための支援奨励金の支給に関する条例

(目的)

第 一 条 この条例は、青年の雇用の確保に努めた事業主に対し、 青年雇用支援奨励金 (以下「奨励金」という。) を支給

し、もって青年の雇用の安定と創出を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

青年従業員 常時使用されている従業員として、 満年齢が十五歳以上三十五歳未満の江戸川区内に居住する者を

いう

二事業主 江戸川区内に営業又は生産の拠点等を置き、営利の目的をもって事業を営む者をいう。

(支給対象事業主の要件)

第三条 区長は、青年従業員 いる事業主であって、次の各号のすべてに該当するものに対し、支給するものとする。 (雇用保険被保険者に限る。以下同じ。) を新たに雇用し、当該継続して六箇月間 雇 用して

一 雇用保険の適用事業の事業主であること。

二 区内に所在する事業所の事業主であること。

賃金台帳、 労働者名簿、 出勤簿、 現金出納帳、 総勘定元帳等法定書類を備え付け、 江戸川区の要請によりそれら

の書類を提出できる事業主であること。

匹 前三号に掲げるもののほか、区長が適切と認めた事業主であること。

(不支給要件)

第四条 前条の規定にかかわらず、区長は、 事業主が次の各号のいずれかに該当する場合は、 奨励金は支給 しない もの

とする。

青年従業員の雇用日の六箇月後から奨励金の支給決定日までの間に、 事業主の都合により当該青年従業員を解雇

した場合

- 二 制度創設以後に離職した者を再び同一事業主が雇用した場合
- 三 申請事業主が国又は地方公共団体である場合
- 四 親会社、子会社及び関連会社での相互間での労働の移動の場合
- 五 申請事業主が特別の法律により特別の設置行為を持って設立された法人である場合
- 六 賃金の支払いが行われていない等適正な雇用管理を行っていない場合
- 七 前各号に掲げるもののほか、区長が不適切と認めた場合

(支給申請期間)

第五条 支給申請期間は、 事業主が第三条に掲げる要件に該当した日から六箇月以内とする。

(支給額)

第六条 奨励金の支給額は、 るものとする。 青年従業員一人につき、毎月、 当該青年従業員の基本給の一 割を、 二年間を限度に支給す

(支給の申請)

第七条 奨励金の支給を受けようとする事業主は、江戸川区規則(以下「規則」という。)で定めるところにより区長に申

請しなければならない。

(支給の決定)

第八条 区長は、 前条の規定に基づく申請があったときは、 当該申請内容について審査し、 適正であると認めた場合に

奨励金の支給を決定する。

(奨励金の返還)

第九条 区長は、奨励金の支給を受けた事業主が、 次の各号のいずれかに該当する場合は、 奨励金の一 部又は全部を返

還させることができる。

一 偽りその他不正の行為によって奨励金の支給を受けた場合

一 支給すべき額を超えて奨励金の支給を受けた場合

(委任)

第十条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、施行の日から三年限りにおいて、その効力を失う。

(説明)

青年の雇用の確保に努めた事業主に「奨励金」を支給し、 青年の雇用の安定と創出を図る必要があるので、 本条例案

を提出します。

本の未来は不安定さを増すものとなります。 規雇用者が増大するもとで、とりわけ青年の労働実態は深刻さを増しています。この状態を放置すれば、これからの 現在、厚生労働省の調査でも、完全失業者の過半数が三十五歳未満であるという統計が出されています。 また、 非正

の雇 政府もトライアル雇用を実施していますが、それを補完し、区としても打開していくことが求められています。 二箇年を限度に支給するものとします。三箇年の時限事業とします。 用の安定を図り創出するために、 正規雇用として青年労働者を雇用する場合には、 毎月その労働者の基本給の一 割